

第2号 令和2年4月14日(火)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種制度と 当事務所の取組についてのお知らせ

税理士法人秋央

サムライネットオフィス

TEL : 018-896-6670

e-mail : office@it-kaikei.com



【緊急税制措置情報】 以下に概要をお知らせします。

詳しい内容については、ホームページもしくは当事務所にお問合せ下さい。

助成金、特別融資等は、既報のとおりになります。

① 納税の猶予制度の特例

収入に相当の減少があった事業者の国税及び地方税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例を設ける。

★納税猶予は、弾力的に認められるようです。

② 欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする。

③ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。

④ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充一延長

新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。

⑤ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加える。

⑥ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする

⑦ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

⑧ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

⑨ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の不動産取得税の特例措置を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

⑩ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、その課税期間の申告期限までに申請書を提出して税務署長の承認を受けたときは、消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置を講ずる。

⑪ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

以下 既報

(1)助成金

【雇用調整助成金】

休業手当等を助成

【小学校休業等対応助成金】

コロナウイルスの影響で小学校等に通う子供の世話による有給を取得させた場合に事業主に対する助成金

(2) 融資

【実質無利子の融資】

日本政策金融公庫での融資（当事務所で窓口への紹介、取次が可能）

【秋田県制度融資】

経営安定資金 金利 1.15%～1.35%、保証料 0.35%～1.40%

窓口は保証協会又は、各金融機関（当事務所で紹介、取次が可能）

【その他各金融機関での取組】

独自の融資

借入金条件変更の柔軟な対応や手数料無料等

（当事務所で紹介、取次が可能）

(3) 納税の猶予

一定の要件に該当した場合、一年以内の納税の猶予が認められる。

(4) サムライネットオフィス独自の取組

【経営計画の作成】

緊急支援策としてコロナウイルスによる影響がどのようにキャッシュフロー・資金繰りに影響していくのかを数値化し、**経営を見える化する簡易な経営計画を無償で提供**いたします。遠慮なくご連絡ください。

・その他、別途詳細な中長期的経営計画にも対応できます。

★ 既に数社に提供し役に立ったという声をいただいております。

※各制度の詳しい内容については、ホームページもしくは当事務所にお問合せ下さい。